

第百十五号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一 二の二の項を次のように改める。

二の二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元	認定申請のとき。
---	-----------------	-------	----------

別表第一 三の項中(二)を削り、同項(三)中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項中(三)を(二)とし、(四)を削り、(五)から(七)までを(三)から(五)までとし、同表九の項(五)中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表十の項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)等の施行に伴い、規定を整備するほか、手数料の額を改定する必要がある。